

委託業務仕様書(案)

1委託業務名

海浜エリア回遊デジタルスタンプラリー実施による誘客及び回遊促進業務

2事業目的

東部沿岸地域は、東日本大震災により甚大な被害を受けた地域であるが、これまで本市では、当該地域における、復旧・復興に取り組むとともに、防災集団移転跡地の利活用を推進し、民間の自由な発想を活かした新たな魅力の創出に取り組んできた。

また、令和5年度には、概ね仙台東部道路から東側、宮城野区の仙台塩釜港から若林区藤塚及び名取市閑上を含むエリアを「海浜エリア」と位置づけ、このエリアで活動する、多様な主体の活動をつなぎ、発展させることによって、この地域の魅力を相乗的に高め、広く発信していくことを目的とした「海浜エリア活性化ビジョン」を策定したところである。

現在、海浜エリアにおいては、様々な土地利活用事業が進行し、新たな観光スポットなどの施設の整備が進んでいるが、当該エリアでの回遊性や閑散期における誘客については、さらなる促進を図ることが必要な状況にある。

本事業では、デジタルスタンプラリーを実施することで、海浜エリアへの誘客と回遊の促進し、さらなる賑わいの創出を図るとともに、当該エリアを訪れる方の属性や回遊の状況を把握することにより、次年度以降の取り組みに活用することを目的とする。

3委託業務期間

契約締結日から令和7年1月31日（金）まで

4委託業務内容

(1)デジタルスタンプラリーの実施

・仙台市及び仙台市近郊の在住者をメインターゲットに、3か月間（9月1日～11月30日頃を想定）のデジタルスタンプラリーを実施し、海浜エリアの来訪、消費活動を促すため、発注者が指定する自然、歴史、商業施設等を含む30～40か所程度のラリースポットを設定すること。

・海浜エリアを下記4地区に分類し、事業提案時は地区間の移動を促進する内容とすること。（別紙海浜エリア位置図を参照）

①仙台港周辺・中野蒲生地区 ②南蒲生・新浜・荒井地区

③荒浜・井土地区

④藤塚・名取市閑上地区

- ・スタンプラリーシステムについては、スマートフォンで参加できるものを採用すること。
- ・スタンプの獲得方法は、自然や商業施設等の様々なスポットを設定することを想定しているため、二次元コードとGPS機能を複合したスタンプ獲得方法を実装すること。なお、1スポットにつき、二次元コードもしくはGPS機能のどちらか1つの機能にてスタンプを獲得することを想定している。二次元コードに関しては、商業施設の会計時に提示することを想定し、GPS機能に関しては、会計を伴わないスポットに設定することを想定している。
- ・応募コースは、参加意欲を高め、事業目的が達成できるよう発注者と協議の上、応募までの難易度に合わせて複数コースを設定すること。応募コースの内容は、二次元コードとGPS機能で取得したスタンプに区別をつけた上で、上記4地区を回遊する内容とすること。なお、発注者が想定する応募コースとしては下記表1のとおり。

(表1) 想定応募コース

	本数	応募に必要なスタンプ数・条件	
		二次元コード	G P S
A賞	20	①上記4地区から各1個 ②地区を問わず4個 ①+② 計8個	①上記4地区から各1個 ②地区を問わず4個 ①+② 計8個
		合計16個	
B賞	60	①上記4地区から各1個 ②地区を問わず2個 ①+② 計6個	①上記4地区から各1個 ②地区を問わず2個 ①+② 計6個
		合計12個	
C賞	120	上記4地区から各1個 計4個	上記4地区から各1個 計4個
		合計8個	
チャレン ジ賞	500		上記4地区から各1個 計4個
		合計4個	

- ・景品応募後に、取得したスタンプがリセットされ、実施期間中に参加者が何度でも参加できるようにすること。
- ・スタンプラリーは、参加者が限定されないよう、WEBブラウザ(Chrome、Safari)にて利用できるシステムを採用すること。
- ・スタンプの不正獲得ができないよう対策を講じること。なお、二次元コードを用いたスタンプ獲得には、二次元コードを撮影され、施設等を利用せずにスタンプを取得される等の不正利用が懸念されるため、特に十分な不正対策講じること。不正対策として、定期的な二次元コードの差替えを行う想定であるが、システム等の影響により対応できない場合、事業提案時に二次元コードの不正利用を防止する代替策を提案すること。
- ・実施期間中はデジタルスタンプラリーシステムの維持管理を行い、動作トラブル等が発生しないよう努め、継続して利用できるようにすること。

(2)企画周知のための広報

- ・スタンプラリー開始の2週間～1か月前を広報開始の目途とし、企画周知のためのスタンプラリー実施期間中、継続的に広報を行うこと。なお、想定している広報ツールとしては、下記表2のとおり。

(表2)想定広報ツール

名称	仕様	サイズ	数量	備考
チラシ	両面4色、マット加工	A4	10,000	
ポスター	片面4色、マット加工	B2	500	
のぼり旗	四方ヒートカット、左チチテープ	W600×H1,800	100	
卓上POP	4色、マット加工	展開A4	300	
WEB広告	LINE広告		1	掲載期間：3か月半

- ・海浜エリアの魅力を発信し、来訪を促すため、海浜エリアPR用の掲示物を作成すること。仕様等は下記表3のとおりとし、屋外に長期間掲載することを想定し、耐久性の高いものとする。

(表3)海浜エリアPR用掲示物

名称	仕様	サイズ	数量	備考
海浜エリア PR用掲示物	マグネット シート0.8mm 厚	A1版	5枚程度	加工：表面ラミネート

- ・令和6年2月1日に仙台市が公開したホームページ「せんだい海浜エリアナビ ぐるっと、海手」 (<https://gurutto-uminote.com/>) と連携させること。
- ・その他、下記表4の目標参加者数を達成するため、メインターゲットに訴求する媒体を用いた広報手法に関する独自提案をすること。

(表4)【目指す目標数値について】

目指す目標数値	
スタンプラリー参加者数	6,000人

(3)景品の手配及び抽選、発送

- ・参加者のインセンティブとなるよう、後述のスタンプラリー参加者数の目標数値を考慮の上、複数の景品を発注者と協議の上、準備すること。景品は、海浜エリアの特産品やラリースポットと設定した商業施設の利用券等のほか、海浜エリアの魅力発信や消費活動につながるものとするとし、両者協議の上、決定すること。
- ・スタンプラリー参加者の景品応募状況の取りまとめ及び抽選を行い、結果を速やかに発注者へ報告すること。
- ・抽選後、概ね1か月までに到着するよう当選者へ景品を発送すること。
- ・景品の購入及び発送に掛かる経費は受注者の責任を持って、委託料の範囲で行うこと。なお、最大157万円までとする。

(4)事務局の運営

①ラリースポットの管理

- ・発注者が指定したラリースポットの管理者等と連絡調整をすること。
- ・ラリースポットの管理者等の通常業務に支障が出ないよう、簡易的な対応マニュアルを用意すること。
- ・スタンプラリーに参加する商業施設に設置する二次元コードを記載した台紙等を製作し、各施設へ配布すること。

②電話対応窓口の設置

受注者への問合せがないよう、対応マニュアルを作成のうえ、参加者向けの電話対応窓口を設置すること。設置の詳細は下記表5を目安とすること。また、時間外にも受付

できるよう、専用のメールアドレス等も設定し、当日システムの不具合等により、スタンプの取得ができない場合には、後日スタンプを取得出来るような代替策を用意すること。

(表5) 電話対応窓口

設置時期	対応時間	電話回線
広報開始～商品発送後2週間程度	9：00～17：00 (平日・休日問わず)	1回線以上 ※原則1回線とするが、スタンプラリー実施開始日やエリア内イベント時等の多くの参加者が見込まれる日については、発注者と協議の上、電話回線を増設する等柔軟に対応すること。

(5)実施結果の分析及び報告書の作成

- ・参加者の行動履歴データを取得すること。
- ・景品応募時に、海浜エリアの回遊性に資する項目のアンケート調査を実施すること。
アンケート調査項目については、両者協議の上、決定すること。
- ・行動履歴データや参加者アンケート等から、ラリー参加者の属性や人気の立ち寄りスポット、回遊ルート等の分析を行い、今後海浜エリアの回遊性向上に有効的な施策の提案をすること。
- ・上記の業務結果を取りまとめ分析した上で、事業報告書（A4版）を作成し、紙及び電子ファイル（PDF形式）、参加者の行動履歴のローデータ（CSV形式）を指定する納入期限までに提出すること。

記載内容：デジタルスタンプラリーシステムの構築、デザイン、広報内容、電話対応内容、分析結果、施策提案書等

納入期限：令和7年1月31日（金）

(6)その他

上記の業務に加え、本事業の目的達成に資する独自の取組みを実施すること。

5 契約に関する条件等

(1)機密保護

市が個人情報・秘密と指定した事項及び業務の履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、契約終了後も同様とする。

(2)行政情報及び個人情報の取り扱い

別記「行政情報の取扱いに関する特記仕様書」、「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守すること。

(3)打ち合わせ及び連絡調整

仕様の確認等を行うため、本業務の履行期間内は最低でも1か月ごとに発注者と打ち合わせを行うこと。

(4)著作権に関する事項

受注者は、成果物に係る著作権法第21条から第28条までに定める権利について、成果物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

また、本業務のために撮影した写真、イラスト等の著作物について、著作者人格権の主張を行わないものとする。

受注者及び発注者以外が著作権を有する写真・イラスト・地図等を使用する場合は、あらかじめ著作権を有する者へ使用の確認及び加工の許可等について書面で確認を行うことを原則とする。

6その他

(1)仕様書に明示のない事項または疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上決定する。

(2)本業務にあたり取得した備品・設備品等については、契約終了時に使用価値及び残存価値を有する場合、発注者が所有権を放棄する場合を除き、発注者に所有権が帰属するものとする。

【想定される 見積項目一覧】

- 1 海浜エリア回遊デジタルスタンプラリー（9月～11月想定）実施に関する経費
 - (1)スタンプラリー特設WEBページ作成・公開・保守運用
 - (2)ラリースポット管理にかかる経費
 - (3)ラリースポット表示物等作成（ポスター、二次元コード表示用パネル等）
 - (4)事務局経費（電話対応窓口、事業者管理、抽選作業、アンケート調査等）
 - (5)スタンプラリー参加促進のための広告宣伝費（チラシ、ポスター、WEB広告等）
- 2 実施結果の分析および報告書の作成に関する経費
- 3 独自提案に関する経費

別紙 海浜エリア位置図

